

秋田市告示112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
一つ森公園管理運営等業務における体育館等の使用料の徴収事務を次の者
に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 鈴木 勉
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
一つ森公園管理運営等業務における体育館等の使用料の徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月19日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで